

安心、安全な学校生活を送るために ～いじめ問題への対応について～

奈良市教育委員会事務局
いじめ防止生徒指導課

「いじめ」とは

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと、いじめ防止対策推進法第2条1項に定められています。

学校の対応

○事象の把握を受けて、いじめ問題の対応に特化した「校内委員会」へ共有し、組織で対応します。

○事象に係る児童生徒からの聞き取りを行うなど、事実確認を進めます。

○確認できた事実をもとに、児童生徒への指導や保護者連絡を行います。

○指導後は見守りを継続しながら、お互いの関係修復のための取組を行います。

※いじめの態様は様々であり、けんかやふざけ合いであっても、見えないところでいじめが発生している場合もあるため、背景にある事情を調べ、いじりやからかい、悪ふざけなど継続性がない場合であっても行為を受けた児童生徒の被害感情に着目して判断します。

いじめの解消に向けて

※学校はいじめ事象把握後、3カ月を目安にいじめ行為が解消しているか確認します。

いじめの解消は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

○いじめに係る行為が止んでいること

・いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3カ月継続していること。

○いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

・いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

・いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、本人が心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

●保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。（いじめ防止対策推進法第9条第1項）

●いじめ事象の深刻化を 방지 解消するには、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒の保護者との連携はもちろん、いじめが発生した集団に所属するすべての児童生徒と保護者の協力が不可欠です。ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

●いじめに関する具体的な内容は、各校が定める「学校いじめ防止基本方針」をご覧ください。（各校のホームページ等に掲載されています。）

警察との連携

いじめ事象が犯罪行為（触法行為を含む）として取り扱われるべき場合は、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に考え、必要に応じて警察に相談・通報を行い、連携して対応にあたります。

警察と連携する可能性がある事例

- ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。
- 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
- 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。
- 制服をカッターナイフで切り裂く。
- 無理やり危険な行為や苦痛を感じる行為をさせる。
- 本人の裸などが写った写真や動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- 特定の人物を誹謗中傷するためにインターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪いなどと悪口を書く。
- スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るように指示し、自己のスマートフォンに送らせる。
- 同級生の裸の写真や動画を1人に送信して提供する。
- 同級生の裸の写真や動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。
- 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真や動画をインターネット上に公表する。

※参考：文部科学省「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」添付資料1

相談機関

お子さまが「いじめを受けているのではないか」「最近、元気がないように思うなど、気になることがありましたら、学校や奈良市教育委員会・関係機関にご相談ください。

相談窓口名	連絡先	開設時間(連絡がとれる時間)
ストップいじめ ならダイヤル	0742-36-0012	24時間受付、対応いたします 月～金の午前9時～午後5時は、いじめ防止生徒指導課で受け付けます。 月～金の午後5時～翌朝午前9時までと土日祝日の24時間は、委託業者で受け付けます。
ストップいじめ ならメール	stop-ijime@city.nara.lg.jp	24時間受付いたします ※土日祝日夜間など、すぐに返信できない場合もあります。 
奈良すこやかテレフォン (奈良いのちの電話協会)	0742-35-1002	平日:18時から21時 土日祝:10時から16時
チャイルドライン (NPO法人チャイルドラインなら) ※18歳までを対象とする相談窓口です。	0120-99-7777	毎日:16時～21時
奈良市子どもセンター相談窓口	0742-34-4804	平日:9時から17時 (※年末年始除く)
24時間子供SOSダイヤル(県)	0120-0-78310	24時間受付
あすなろダイヤル (県立教育研究所)	0744-34-5560	24時間受付 ※平日9時～17時以外の時間帯は「奈良いのちの電話」に転送されます。
ヤング・いじめ110番 (県警本部・少年サポートセンター)	0742-22-0110	24時間 (平日:17時15分～翌8:30分及び土・日・祝日及び年末年始は、本担当直員が対応)
子ども人権110番(法務局)	0120-007-110	平日:8時30分～17時15分

小学校5年生から中学校3年生の児童生徒に対して、アプリ、WEBにて24時間相談を受け付けています。

SNS報告相談アプリ
スタンバイ



学校が児童生徒に貸与しているクロームブックにSTANDBYのアプリがインストールされています。アプリはスマートフォンやタブレット端末等にもインストールできる他、インターネットで下記の通りSTANDBYを検索し、画面最下部にある「ログイン STANDBY WEB アプリ」をクリックした後、アクセスコードを入力すると使用することができます。
※アクセスコードは各校にて、4月上旬に配付いたします。

🔍 STANDBY 相談アプリ



STANDBYについて